

(仮称) 深浦第二風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する環境の保全の見地からの知事意見

- 1 事業実施想定区域周辺には住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 2 風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により発生した濁水が、水質及び水生生物の生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を環境影響評価方法書に記載すること。
また、水の濁りの予測及び評価の結果、その影響が海域に到達すると考えられる場合には、海域に生息・生育する動植物を環境影響評価項目に選定すること。
- 3 事業実施想定区域及びその周辺には、砂防指定地、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、白神山地の地すべり地形等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺には、津軽国定公園、津軽白神県立自然公園、然ヶ岳県自然環境保全地域、鳥獣保護区、ふるさとの森と川と海の保全地域、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、これらの保全地域を除外すること。
- 5 事業実施想定区域周辺はコウモリ類の分布域となっていることから、施設の稼働によるバットストライクやコウモリ類の繁殖、生息環境への影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を環境影響評価方法書に記載すること。

- 6 事業実施想定区域及びその周辺はハクチョウ・ガン・カモ類の渡来や、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息も確認されており、また、繁殖期には、アカシヨウビン・ヨタカ・フクロウ・オシドリ・イカルチドリ等が多く生息することから、施設の稼働によるバードストライクやこれら鳥類の繁殖、生息環境への影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を環境影響評価方法書に記載すること。
- 7 ハクチョウ・ガン・シギ・チドリ類は夜間大規模渡りを行っているが、ルートなど未解明な部分も多く、特に、ハクチョウ・ガン類の夜間大規模渡りは、秋田北部・岩手北部の雪解け状況にあわせて一夜にして渡りが行われることなどから、秋田北部・岩手北部の状況に合わせ適切な調査時期を設定して、事業実施想定区域における夜間渡りを調査すること。
- 8 事業実施想定区域及びその周辺には、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備等の公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、保安林を除外すること。
また、保安林が当該設備に隣接している場合や資材の運搬ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や地形の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮すること。
- 9 事業実施想定区域は、植生自然度が9及び10と高い地域や自然林も残存する地域であり、工事の実施により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、発電設備の設置位置だけでなく、工事に伴う道路拡張区域も含めた事業実施区域の具体的な設定に当たっては、ケヤキ二次林、オオバクロモジミズナラ群集、ブナミズナラ群集、チシマザサブナ群団等の自然林や植生自然度が高い地域を除外すること。
- 10 事業実施想定区域は、貴重な森林生態系が成立している地域であることから、工事の実施及び供用後における森林生態系への影響を回避又は極力低減するため、生態系を環境影響評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 11 事業実施想定区域周辺には、千畳敷海岸、行合崎海岸、青森県景観条例に基づきふるさと眺望点に指定されている八森山町民の森公園等の主要な眺望点や、東北自然歩道（「古碑群と千畳敷海岸のみち」及び「北前船と日本海夕陽のみち」）、津軽国

定公園、世界自然遺産白神山地、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡のほか、住居等の日常的な視点が存在している。

これらの眺望点等からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、十分な現地調査により、眺望点等からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。

- 12 事業実施想定区域周辺には、東北自然歩道（「古碑群と千畳敷海岸のみち」及び「北前船と日本海夕陽のみち」）、津軽国定公園及び世界自然遺産白神山地等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、風力発電設備の設置や工事用資材等の搬出入等により、これら活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 13 事業実施想定区域及びその周辺には、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在し、また、カモシカ等の特別天然記念物等も生息しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 14 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。
- 15 事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定し、事業実施想定区域及びその周辺の他事業について情報収集すること。
- 16 事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。
- 17 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域

住民等の意見を踏まえること。

また、事業実施想定区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。